

会長あいさつ

新たな時代「令和」に向けて

日頃より東京税理士政治連盟に協力頂きましたが、どうぞありがとうございます。税理士制度は、旧來の賦課課税申告納税制度を担う大きな変化の中で、税理士から申告納税に変わった大変な申告納税制度を担う大きな役割を与えました。

税理士法第1条、税理士の使命は「税理士は、税務に関する専門家として、独立した公正な立場において、申告納税制度の理念にそつて、納税義務者の信頼にこたえ、租税に関する法令に規定された納税義務の適正な実現を図ることを使命とする。」とあります。

税理士政治連盟は、この使命を果たすため昭和50年代には、税理士に存在しております。

税理士法の改正は当然ながら、税制改正についても、税理士政治連盟は国会議員等に陳情し、納税者のためのより良い租税制度確立に向けて運動して参りました。これらの運動は、昭和26年の税理士法制定以来毎年続いてきたことであり、税理士制度と租税制度が改善されてきたことはその証明です。平成の時代にもあります。平成時代にも大きな税理士法改正があり、また税制も逐年改正されました。税理士政治

理士制度と租税制度が時代に合っているのか、百年に一度の変革の時代と言われています。その期待に応えられるよう、税理士会、税理士政治連盟、丸となって活動して参ります。

なお、単位税政連の規約も時代に合わせていく必要

があります。税理士政治連盟を全ての税理士会員がバックアップする体制にしなければなりません。ご協力宣しくお願い致します。

会を開催している。

本年度もこれまで同様

本連盟では、「税理士関係団体との協議会を通じて、所属する税理士の入会勧奨」を自粛し、平成29年度より関係諸団体との懇談会を開催している。

各懇談会では、本連盟の懇談会を開催した。

TKC東京5政経研究会にて、所長は、税理士連盟(4月3日)、税理士桜友会(4月4日)と

の懇談会を開催した。

TKC東京5政経研究会からは、提携議員への支援

活動方針、中小企業政策に

かかる運動方針等について。

TKC東京5政経研究会から、提携議員への支援

関係3団体と懇談会開催

組織拡大に向け意見交換



「税政連サポート募金」に ご協力ををお願いします

本連盟は、国民のための税理士制度及び租税制度を確立するために必要な政治活動を行っています。

税政連へのご協力ををお願いいたします。

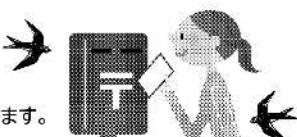
Support 2019 1口 5,000円

税政連 サポート募金ご協力ををお願いします。

「税政連サポート募金」は政治資金規正法の関係上、個人の税理士の方を対象としております。法人にお勤めの方がお振込をされる場合は個人名をご記入下さいますようお願い申し上げます。また、個人の方についても日本国籍を有する方に限らせていただきます。(規正法第21条、第22条の5)

※募金用の郵便振込用紙を挟み込んでおります。

税理士職業賠償責任保険 契約更新のお知らせ



現金払込(郵便振替)ご利用の皆様へ

5月中旬に「契約更新のご案内」を郵送しますので、必ずご確認ください。
(A4サイズ・水色の封筒 特定記録郵便)

口座振替ご利用の皆様へ

内容変更または、保険終了される方は、「変更依頼書」を返送してください。

* 4月上旬発送済の「契約更新のご案内」に同封しています。
(A4サイズ・黄色の封筒 特定記録郵便)

◎前年と何も変わらない場合は、返送不要です。

所得税法等の一部を改正する法律「納稅環境の整備」

はじめに
「所得税法等の一部を改正する法律案」が、平成31年2月5日、第198回国会に提出され、平成31年3月27日、参議院本会議において可決成立了。
法律案は、消費税率の引上げに伴う対応、個人の事業用資産についての相続税及び贈与税の納稅猶予制度の創設、納稅環境の整備、租税特別措置の見直し等所要の措置を講ずることとする内容であった。その中で今回は納稅環境の整備について見てみたい。

経済取引の多様化等に伴う納稅環境の整備近年、仮想通貨取引やインターネットを通じた業務請負の普及など、経済取引の多様化・国際化が進展した。こうした経済取引の健全な発展を図る観点からも、適正な課税を確保することが重要となり、次の整備が必要となる。
1. 納稅者が自らに簡便・正確な申告等を行うこと出来る利便性の高い納稅等の情報を税務当局が照会するための仕組みの整備
2. 高額・悪質な無申告者

月に1件以上あるとの報道があり整備がされた。平成31年4月1日から施行する。附則第1条関係

今回の改正では、次のとおり整備がされた。
△情報照合の仕組みの整備について
（1）国税当局による情報照合の仕組みについて、次のとおり整備を行ふこととする。
① 所轄国税局長が特定事業者等へ報告を求める措置について、次のとおり講ずる。（国税通則法第74条の7の2関係）
② 上記の処分は、国税に関する調査について必要がある場合において次のいずれかに該当するとき限り、することができる。（上記の2に該当する）
イ 特定取引者が行う特定取引（電子情報処理組織を使用して行われる取引その他の取引のうちこの規定による処分によらなければ、これらの取引を行ふ者を特定することが困難である取引をいう。以下同じ。）の相手方となり、又は特定取引の場を提供する事業者（特別の法律により設立された法人を含む。）又は官公署（以下「特定事業者等」という。）に、特定取引者（特定取引を行う者を以下同じ。）に該当する場合は、特定取引者がその行方不明の状態で管理しないこととする。

（2）所轄国税局長は、上記の処分をするに当たっては、特定事業者等の事務負担に配慮しなければならないこととする。

（3）所轄国税局長が、上記の処分をするに当たっては、特定事業者等の事務負担に配慮しなければならないこととする。

（4）上記の処分は、所轄国税局長が、特定事業者等に対し、報告を求める事項等を書面で通知することにより行うこととする。

（5）所轄国税局長は、上記の処分をするに当たっては、特定事業者等の事務負担に配慮しなければならないこととする。（国税通則法第74条の13の3関係）
● 平成29年7月 改正消費税法施行令の施行
○ 特定取引がその行方不明の状態で管理しないこととする。

（注）上記（1）の改正は、平成32年1月1日以後に国税局長官の承認を受けた報告の求めについて適用する。（附則第27条関係）

（2）国税庁等の当該部門は、事業者（特別の法律により設立された法人を含む。）に該当する場合は、特定取引を行つたときに、国税に関する調査に参考となるべき帳簿書類その他の物件の閲覧又は提供との他の協力を求めることができるることを法

局につき、特定取引者の範囲を定め、60日を超えない範囲内においてその準備に通常要する日数を勘案して定める日までに、報告することを求めることができるることとする。

（1）所轄国税局長が特定事業者等へ報告を求める措置について、次のとおり講ずる。（国税通則法第74条の7の2関係）
（2）上記の処分は、国税に関する調査について必要がある場合において次のいずれかに該当するとき限り、することができる。

（3）所轄国税局長は、上記の処分をしようとする場合には、あらかじめ、国税庁長官の承認を受けなければならぬこととする。

（4）上記（1）の処分は、所轄国税局長が、特定事業者等に対し、報告を求める事項等を書面で通知することにより行うこととする。

（1）口座開設時における顧客の本人確認（犯罪収益移転防止法改正）、（2）顧客への取扱情報の提供等を義務付け。
● 平成29年12月 国税庁「仮想通貨の譲渡について消費税を非課税とする措置を導入（平成29年度税制改正）」
● 平成29年12月 国税庁「仮想通貨取引による所得の計算方法等についてQ&A」
● 平成30年2～3月 平成29年分所得税等の確定申告（仮想通貨取引を含む雑収入が1億円以上あった申告の件数は33件）
（注）上記（1）～（4）の件数は33件。

（5）所轄国税局長は、上記の処分をするに当たっては、特定事業者等の事務負担に配慮しなければならないこととする。（国税通則法第74条の13の3関係）

（6）所轄国税局長は、上記の処分をするに当たっては、特定事業者等の事務負担に配慮しなければならないこととする。（国税通則法第74条の13の3関係）

（7）所轄国税局長は、上記の処分をするに当たっては、特定事業者等の事務負担に配慮しなければならないこととする。（国税通則法第74条の13の3関係）

（8）所轄国税局長は、上記の処分をするに当たっては、特定事業者等の事務負担に配慮しなければならないこととする。（国税通則法第74条の13の3関係）

（9）所轄国税局長は、上記の処分をするに当たっては、特定事業者等の事務負担に配慮しなければならないこととする。（国税通則法第74条の13の3関係）

（10）所轄国税局長は、上記の処分をするに当たっては、特定事業者等の事務負担に配慮しなければならないこととする。（国税通則法第74条の13の3関係）

（11）所轄国税局長は、上記の処分をするに当たっては、特定事業者等の事務負担に配慮しなければならないこととする。（国税通則法第74条の13の3関係）

（12）所轄国税局長は、上記の処分をするに当たっては、特定事業者等の事務負担に配慮しなければならないこととする。（国税通則法第74条の13の3関係）

（13）所轄国税局長は、上記の処分をするに当たっては、特定事業者等の事務負担に配慮しなければならないこととする。（国税通則法第74条の13の3関係）

（14）所轄国税局長は、上記の処分をするに当たっては、特定事業者等の事務負担に配慮しなければならないこととする。（国税通則法第74条の13の3関係）

（15）所轄国税局長は、上記の処分をするに当たっては、特定事業者等の事務負担に配慮しなければならないこととする。（国税通則法第74条の13の3関係）

（16）所轄国税局長は、上記の処分をするに当たっては、特定事業者等の事務負担に配慮しなければならないこととする。（国税通則法第74条の13の3関係）

（17）所轄国税局長は、上記の処分をするに当たっては、特定事業者等の事務負担に配慮しなければならないこととする。（国税通則法第74条の13の3関係）

「当面の問題」
シリーズ

128

ときは、これらの事項を提供するものとする。（国税通則法第74条の13の4関係）
（注）上記（1）～（4）の改正は、平成32年4月1日から施行する。（附則第1条関係）

3 その他所要の規定の整備を行うこととする。

おわりに
改正資金決済法等が施行され、仮想通貨交換業者に対して登録制を導入し、仮想通貨業者に対する規制がなされ、仮想通貨取引に関する税務申告を取り巻く環境が変化してきている。

行政機関が脱税及び租税回避を最小化するために権利行使すること、納税者の権利を尊重し全ての納稅者が公平に扱われる保障との間には潜在的な衝突が存在する。そこで、複雑な税制が効率的に作用するためには納稅者の高い水準の協調が必要となる。このように協調は納稅者が税制制度を公平なものと認め、納稅者の基本権が明白に宣言され尊重されはじめて可能となるのではないか。
そこで、東京税理士政治理部が要望する、国税通則法第1条に「納稅者の権利の保護に資する」を追加し納稅者の権利憲章を制定する必要があると考えます。

ずっと安心するのに、マイナンバーも電子申告も達人シリーズ!

**東京税理士会推薦だからできるこの価格
税務6本セットに電子申告の達人をプラスして**

電子申告セット

12,800円(税抜)

月額

(ソフト保守料・電話サポート込み)

*別途組合費・出資金のご負担をお願いいたします。



法人税の達人、減価償却の達人、消費税の達人、内訳概況の達人、所得税の達人、年報・法定試算の達人、電子申告の達人

東京税理士会データ通信協同組合 Tel: 03-3341-0260 URL: <http://tokyo.zenkoku-data.net> E-mail: eigoyou@tokyodata.or.jp



青山善光寺

葬儀が行われることが多いのですが、ときに一般的にお洒落なイメージのある青山エリアですが、善光寺のみならぬお寺が散在しており、そのゴントラストがまた魅了です。

青山善光寺はその別院で、歴史は江戸時代初期にまでさかのぼります。さて、このたび平成に続く新元号が「令和」になりました。昭和生まれの私にとってはこれまでお祭りの会場として賑わいを見せていました。また、東日本大震災の時には避難場所として使用されました。そして、この頃は時代ではどんな歴史が刻まれていくのでしょうか。400年以上の歴史を刻んできたこのお寺がこの頃です。

私が日々働いているオフィスのそばには善光寺があります。善光寺といえば信州のイメージです。そこそこ青山の善光寺はも少なくありません(私の時代には、それがかなりあります)。さあ、このたび「令和」が決まりました。昭和生まれの私にとってはこれで3つの元号となります。でも、これからはじまる令和時代ではどんな歴史が刻まれていくのでしょうか。400年以上の歴史を見ながら、ふとそんなことを感じてしまつて今日この頃です。

近藤 洋史

(麻布)

私の
スナップ

力のひとつでもある感じています。

じて、です。
写真は3月下旬に撮影したものですが、ちょうど桜も見頃となり、お寺がここ青山の善光寺はも少なくありません(私の時代には、それがかなりあります)。

5月1日から
新しい時代
令和が
始まります!

令和の意味って
一人一人の日本人が
明日への希望とともに
それぞれの花を
大きく咲かせる

ママは花より
団子なんだから!

ほのぼの喫茶室 [いよいよ令和が始まる!]

構成／菅乃廣 画／ながさわとろ



◇税理士後援会の活動◇



ホームページをリニューアルしました!

本連盟のホームページをリニューアルしました。明るく親しみやすくなりましたので、是非アクセスして下さい。

東京税政連 検索



「デジタル化」によるコストの削減・生産性の向上。

新宿御苑の大木たち

昨年大規模な枝折をされ、大丈夫か心配したわけですが、全く問題なく枝葉を残せています。本当に良かったです。私事ですが部長と副支部長を10年もやりましたので、本当に良い仕事だけ出席してあります。政治連盟とかその広報とかあるわけですか。

（H・O）

新宿御苑の大木たち

が。東京会に来る時には売店に寄り本を見て、新宿御苑に入って大木たちを見回ります。山の厳しさで大木にはなりません。その前に雪などで折れてしまうと思います。もう時間が無いと今までの御苑の様子を見逃してしまいます。

（H・O）

税理士活動をしていないからどうぞ

税理士活動をしていないからどうぞ。実際には、先に樂しくて良いことがあります。若いことのあるような気氛が増えたわけではないのにガッカリ。いつかやらないといけないことが多くなった形です。

（H・O）

税理士活動をしていないからどうぞ

税理士活動をしていないからどうぞ。実際には、先に樂しくて良いことがあります。若いことのあるような気氛が増えたわけではないのにガッカリ。いつかやらないといけないことが多くなった形です。

（H・O）

編集点描

起ることなど

税理士活動をしていないからどうぞ

税理士活動をしていないからどうぞ。実際には、先に樂しくて良いことがあります。若いことのあるような気氛が増えたわけではないのにガッカリ。いつかやらないといけないことが多くなった形です。

（H・O）

税理士活動をしていないからどうぞ

税理士活動をしていないからどうぞ。実際には、先に樂しくて良いことがあります。若いことのあるような気氛が増えたわけではないのにガッカリ。いつかやらないといけないことが多くなった形です。

（H・O）

会計業務の効率化は日本ICSにおまかせください

今回の経験を踏まえて、よい機会がありましたら、と考える。これがどうも子供たちは良い会報紙を作成し、新しい時代に期待し「わくわく」と自分で楽しむことができます。続けるかは私たちに掛かっている。頑張ろうと思う。

（練馬東・藤本）

証憑書類のデジタル化で検索や確認が簡単に！

証憑書類

原票会計5 / 原票会計5 Lite

原票会計5 Link

金融機関データの取込で入力作業の負担を軽減！

証憑書類

銀行 CSV 取込

銀行データ受信 (FinTech 対応)

クラウド利用で顧問先とスムーズにデータを交換！

証憑書類

上手くんαシリーズ

スキャナ上手くんα

日本ICS株式会社

東京本社
〒107-0052 東京都新宿区西新宿1-24-17 TEL (03)3369-8288
大阪本社
〒542-0070 大阪市天王寺区上本町8-3 TEL (06)6773-3881

通話 無料
TEL 0120-451-446
受付時間 09:00~17:00 (土曜日、祝日除く)
TEL 06-6773-3881

M&A仲介サービス 関与先のM&Aはストライクにお任せ!

ストライク(東証一部上場)は全国の中小企業をM&Aという形で支援する企業です。
後継者不在で悩んでいる関与先がありましたら、是非ストライクにご紹介ください。

株価算定 無料

第三者に株式を譲渡する場合の
株式価値の目安を無料で
算定いたします。
お気軽にお問い合わせください。

M&A支援

初期相談から経営権の引受け先探索、
価格交渉や条件交渉など
M&A関連の一連の手続きを
税理士先生に代わって行います!

紹介料をお支払いします!

ご紹介いただきました関与先の
事業承継が成約しましたら、
所定の紹介料を
お支払いいたします。



ここに一良い縁
0120-552-410

東京都千代田区大手町一丁目9番2号
大手町フィナンシャルシティグランキューブ18階
<http://www.strike.co.jp/> 担当: 中村大相(だいすけ)

特別優待券のご利用はお済みですか?!

東税協直営売店で利用できる

平成30年度 特別優待券の
有効期限が迫っています

2019年6月28日

直営売店での書籍購入(ホームページ/FAX注文・出張販売等含む)のほか、
《会則3時間》組合員等研修会・「東税協/日税フォーラム」を
会場で受講される際もご利用いただけます。

直営売店をご利用の際は

組合員証・準会員証をご提示ください

直営売店の利用実績を支所交付金に反映させるために組合員証・準会員証の
ご提示が必要となりますので、ご協力くださいようお願いいたします。

芙蓉グループ企業が行う結婚相手紹介サービス「芙蓉ファミリークラブ」

お互いの思いを大切に
価値観の近い方を丁寧に
ご紹介しています



組合員・準会員だけでなく、そのご子息・お嬢様、
ならびに親戚・知人の方もご利用いただけます。
メンバーは芙蓉グループ会員会社が中心です。
安心してご利用・ご紹介ください。プライバシー
は完全に守られます。

安心・確かな
メンバーアー

芙蓉グループ会員会社の
皆さまが中心

業界トップクラスの
成婚率

3,000名を超える
ご結婚実績

丁寧なご紹介

双方の“思い”に
沿った方をご紹介

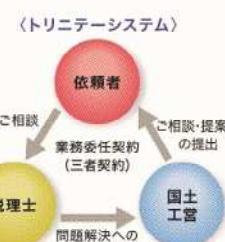
【お問い合わせ】芙蓉ファミリークラブ TEL03-3264-1931

詳しくはホームページをご覧ください 芙蓉ファミリークラブ 検索

相対策の
頼れるパートナー

株式会社 国土工営
(トロニテーシステム)

「株式会社国土工営」は、
税理士と国土工営がそれ
ぞれの専門知識と技術を持
ちより問題の解決にあたる
「トロニテーシステム」を通
じ、クライアント様の大切な
資産・事業をお守りします。



お客様・税理士・(株)国土工営の三者契約方式を「トロニテーシステム」と呼び、商標登録しています。

株式会社 TEL:03-5227-3601 FAX:03-5227-3604
国土工営 <http://www.kokudokouei.co.jp>

東京税理士協同組合

<http://www.tozeikyo.or.jp>

組合事務局

〒151-0051
東京都渋谷区千駄ヶ谷5-11-1
東京税理士協同組合会館
TEL 03(5363)2011(代) FAX 03(5363)2008



直営売店

〒151-0051
東京都渋谷区千駄ヶ谷5-10-6
東京税理士会館 1階
TEL 03(3354)6141(代) FAX 03(3354)6446

